

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	高山 泰仁
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	令和6年3月21日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社旅工房
証券コード	6548
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	高山 泰仁
住所又は本店所在地	東京都千代田区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社gotcha 代表取締役 高山 泰仁
電話番号	03-6825-0815

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年8月12日
訂正箇所	令和4年10月31日付で変更報告書を提出いたしましたが、提出事由に該当しないことが判明した為、取り下げいたします。